事　務　連　絡
令和３年３月２日

関係団体　御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に伴う周知依頼について

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（令和３年２月３日法第５号）第 32 条第３項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更されました。

また、令和３年２月 26 日付けで、同条第６項の規定に基づき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、あわせてお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴下団体等への周知に御協力をお願いします。